

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年11月19日(2009.11.19)

【公表番号】特表2005-527271(P2005-527271A)

【公表日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-036

【出願番号】特願2003-579675(P2003-579675)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12

A 6 1 M 25/00 4 1 0 D

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年9月30日(2009.9.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動脈瘤内で使い捨てで、第1の弾性を備えた第1の部分と第2の弾性を備えた第2の部分とを有する内張り囊からなり、前記内張り囊の第1の部分が第1の耐力強度を有し、第2の部分が第2の耐力強度を有し、前記第1の部分は、該第1の部分が動脈瘤の内側の周囲に一致するように可塑的に膨張して、動脈瘤の形を永久に取るように変形するような、低い体力強度と低い弾力とを有するポリマーから作られる動脈瘤内張り。

【請求項2】

前記第1の部分は本質的に完全な囊構成を形成し、前記第2の部分は前記第1の部分を強化するために第1の部分に結合される請求項1の動脈瘤内張り。

【請求項3】

前記内張り囊は、前記動脈瘤囊内に配置されるための囊部分、および前記動脈瘤の首部に配置されるための首部を含み、前記第2の部分は前記内張り囊の首部に配置される請求項1の動脈瘤内張り。

【請求項4】

前記第1の部分は、第1の内圧下では第1の形状に拡張可能であり、前記第2の部分を柔軟に変形するには不十分な第2の内圧下では第2の形状に柔軟に変形する請求項1の動脈瘤内張り。

【請求項5】

前記動脈瘤内張り囊が、0～5気圧の範囲内の前記第2の内圧下では、前記第2の形状を取る請求項4の動脈瘤内張り。

【請求項6】

第2の内圧が0～2気圧の範囲内である請求項4の動脈瘤内張り。

【請求項7】

前記第1および第2の部分が、それぞれ第1および第2の材料から作られる請求項1の動脈瘤内張り。

【請求項8】

前記第1および第2の部分が、編まれた、メッシュの、または高分子の材料からなる請求

項 7 の動脈瘤内張り。

【請求項 9】

前記第 1 および第 2 の部分が、単一の材料から作られる請求項 1 の動脈瘤内張り。

【請求項 10】

前記第 1 および第 2 の部分が、異なる厚みを有する請求項 9 の動脈瘤内張り。

【請求項 11】

前記材料が、バルーン材料からなる請求項 10 の動脈瘤内張り。

【請求項 12】

第 1 の内圧下では前記内張り囊が第 1 の形状に拡張し、第 2 の高められた内圧下では前記第 1 の部分が優先的に拡張する請求項 11 の動脈瘤内張り。

【請求項 13】

前記動脈瘤の首部に隣接した、前記内張り囊のある領域が前記第 2 の部分から作られる請求項 12 の動脈瘤内張り。

【請求項 14】

前記内張り囊が運搬カテーテルに分離可能に結合されるように構成される請求項 1 の動脈瘤内張り。

【請求項 15】

前記内張り囊がガイドワイヤに分離可能に結合されるように構成される請求項 1 の動脈瘤内張り。

【請求項 16】

前記第 1 の部分が、前記内張り囊上に複数位置に間隔をおいて提供される請求項 1 の動脈瘤内張り。

【請求項 17】

前記第 1 の部分は第 1 の材料から作られ、前記第 2 の部分は、そこに間隔をおいて設けられた孔を有する第 2 の材料の囊からなり、前記第 1 の材料が該第 1 の材料の孔に隣接して配置される請求項 16 の動脈瘤内張り。

【請求項 18】

前記第 1 の材料の間隔をおかれた配置が、内圧によって前記第 2 の材料内の孔を通ってはみ出る請求項 17 の動脈瘤内張り。

【請求項 19】

前記第 2 の部分が、前記第 1 の部分が配置される複数の間隔をおかれた配置を形成する、間隔をおかれた開口部を有する、メッシュまたは織られた層からなる請求項 16 の動脈瘤内張り。

【請求項 20】

第 1 の部分を有する取り外し可能なバルーンからなり、前記第 1 の部分は、該第 1 の部分が動脈瘤の内側の周囲に一致するように可塑的に膨張して、内張り囊が動脈瘤の形を永久に取るように変形し前記第 1 の部分が動脈瘤の形を永久に取るように変形するような、低い体力強度と低い弾力とを有するポリマーから作られることを特徴とする動脈瘤内張り。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

本発明の 1 つの実施形態によれば、内張り 24 は、実例的に、非常に低い耐力強度と低い弾力とを有するポリマーから作られる。その結果、内張り 24 を形成する高分子材料は、塞栓材料による最小限の付加的な力（例えば、0 ~ 5 ATM、実例的に 0 ~ 2 ATM、または 1 ~ 2 ATM）で、動脈瘤囊 16 の内側の周囲に一致するように容易に可塑的に膨張する。これは図 2C に示される。言いかえれば、内張り 24 は、内張り 24 内への塞栓材料の継続的な導入によって、内張り 24 が動脈瘤囊 16 の形を簡単にかつ永久に取るよ

うに変形するような特性を有するポリマーから作られる。内張り 24 を形成する材料はまた、その運搬または拡張の間に裂けないように、十分に大きな破壊強度を有する。